

答 申 第 8 1 号
平成23年5月10日
(諮問公第98号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成21年6月29日付けで「異議申立人〇〇が諮問第45号（答申第36号）諮問第46号（答申第37号）の棄却に対して、審査会に於て、口頭意見陳述を行った会議録と資料」の開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成21年7月15日付け広第19号で、本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成21年9月7日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 不開示は財産権保全の権利を侵害し、違法である。

イ 法令に基づき行政情報は原則として公開すべきである。

ウ 都市再開発法に基づく公共事業である「〇〇町〇番街区都市再開発事業」に関する行政処分の公文書は全て開示、公開が法令上規定されている。

エ 民間の再開発事業においても、関係権利者は、関係書類の開示請求権が保障されている。

オ 過去2回、審査会で口頭による意見陳述を行ったが、その記録も公開されないということになる、開示請求や意見陳述を行ったこと自体がなかったことになってしまう。

カ 審査会で陳述した問題点について、審査会から処分庁に指導をした形跡がない。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 公文書開示請求に係る公文書の名称等

上記2(1)の開示請求内容に同じ。

(2) 不開示とした理由

ア 本件対象公文書は、仮にあるとすれば、公文書の開示決定処分等に係る不服申立事案である諮問第45号及び第46号事案について、異議申立人である〇〇氏が鹿児島県公文書等開示審査会（以下「開示審査会」という。なお、現在は「鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会」である。）において口頭による意見陳述（以下「意見陳述」という。）を行った際と同審査会の会議録及び審査会資料であると判断した。

イ 本件開示請求書の記載内容は、公文書の開示決定処分等について特定の個人が異議申立てを行い、開示審査会において意見陳述をしたという事実を前提としたものである。

ウ 本件対象公文書の存否を答えることにより、特定の個人が異議申立てを行い、開示審査会において意見陳述をした事実の有無という個人に関する情報を開示することとなるので、条例第10条の規定に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否することとした。

エ 本件対象公文書は、仮にあるとすれば、平成13年3月より前に開催された審査会に係る議事録であることから、不開示情報該当性については、改正前の鹿児島県情報公開条例（昭和63年3月28日鹿児島県条例第4号。以下「旧条例」という。）第8条の規定により判断した。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年 9月24日	諮問を受けた。
12月 3日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
平成22年 5月17日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
6月28日	異議申立人から意見書を受理した。
12月17日	諮問の審議を行った。
平成23年 2月15日	諮問の審議を行った。(異議申立人から意見を聴取)
4月18日	異議申立人から追加資料を受理した。
4月20日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件開示請求について

本件開示請求は、公文書の開示決定処分等に係る不服申立事案である諮問第45号及び第46号事案について、異議申立人本人が開示審査会において意見陳述を行った際と同審査会の会議録及び資料について開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求書の記載内容は、公文書の開示決定処分等について特定の個人が異議申立てを行い、開示審査会において意見陳述を実施したという事実を前提としたものであることから、本件開示請求に係る公文書の存否を答えることにより、特定の個人が異議申立てを行い、開示審査会において意見陳述をした事実の有無という、旧条例第8条第2号の規定により不開示とされている個人に関する情報を開示することになるとして、条例第10条の規定に基づき、公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する決定を行った。

異議申立人は、本件処分の取り消しを求めており、対象公文書が仮に存在するとすれば、平成13年4月1日前に作成し、又は取得したものであると考えられることから、これらの情報が実施機関の主張する旧条例第8条第2号の不開示情報に該当するかどうか及び条例第10条に該当するかどうかについて検討する。

イ 個人情報（旧条例第8条第2号）該当性について

(ア) 旧条例第8条第2号について

旧条例第8条は、「実施機関は、開示の請求に係る公文書等に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書等の開示をしないことができる。」と規定している。

この条各号のうち、第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」については、開示しないことができると規定している。

また、同号ただし書において「ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる」とされている情報、「イ 実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した情報」、「ウ 法令等の規定による許可、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定している。

(イ) 旧条例第8条第2号該当性

本件請求の記載内容には、特定の個人の氏名が含まれており、異議申立人である特定の個人が、開示審査会において意見陳述を行った際の会議録及び資料に対する開示請求と認められることから、公文書の開示決定処分等について特定の個人が異議申立てを行い、開示審査会において意見陳述をしたという個人に関する情報（以下「本件不開示情報」という。）が識別されるものであり、旧条例第8条第2号本文に該当すると認められる。

また、本件請求内容は、特定の個人による異議申立てについての開示審査会における意見陳述に係るものであり、同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

なお、異議申立人は、都市再開発法に基づく公共事業である「〇〇町〇番街区都市再開発事業」に関する行政処分の公文書は全て開示、公開が法令上規定されていると主張している。

都市再開発法（以下「法」という。）第134条第1項及び法施行規則第38条において、施行者は、「規準、規約、定款又は施行規程」、「事業計画又は事業基本方針」、「配置設計図」、「権利変換計画書又は管理処分計画書」等の市街地再開発事業に関する簿書をその事務所に備え付けることとされている。さらに法第134条第2項において、利害関係者からこれらの簿書の閲覧又は謄写の請求があったときは、正当な理由がない限り、施行者はこれを拒んではならないとされている。

また、この他にも、法は、市街地再開発組合の設立認可等における市町村長による関係図書の縦覧等を規定しているが、これらは、開示審査会における会議録及び資料の開示まで規定しているものではないことは明らかである。

したがって、本件不開示情報を旧条例第8条第2号に該当するものとした実施機関の判断は妥当である。

ウ 公文書の存否を明らかにしないで不開示とすることの妥当性について

(ア) 条例第10条について

条例第10条は、「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書

の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

(イ) 処分の妥当性

本件請求内容は、上記イで述べたとおり、特定の個人が、開示審査会において意見陳述を行った際の会議録及び資料に対する開示請求であり、旧条例第8条第2号の個人に関する情報が識別されることから、請求内容に係る公文書の存否を答えることは、特定の個人が異議申立てを行い、開示審査会において意見陳述をした事実の有無という、旧条例第8条第2号の不開示情報を開示することになることから、実施機関が公文書の存否を明らかにしないで不開示としたことは妥当である。

エ その他主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。